○農林水産省告示第二千二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県南魚沼市栃窪字鷹ノ巣ガキ山馬屋大橡小橡二七六八の一・二七六八の三・二七六八の一九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七六八の三〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年十月十三日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県十日町市八箇字中ノ沢壬三の六二（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百三十六号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十二条第一項の規定に基づき、建設業分野に係る経営力向上に関する指針を次のとおり定めたので、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十八年十月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業分野に係る経営力向上に関する指針

第１　現状認識

１　建設業の特徴

建設投資額は、平成４年度の約84兆円をピークとして、平成22年度には約42兆円まで落ち込んだ後、ここ数年は持ち直しが見られ、ピーク時からは約４割減少した水準ではあるものの、平成27年度の建設投資額は約51兆円の見込みとなっている。

平成27年度末の建設業者数は、ピークとなった平成11年度末から約２割減少の約47万業者、平成27年平均の建設業就業者数は、ピークとなった平成９年平均から約３割減の約500万人となっている。

２　建設業の課題

建設業は、我が国の住宅、社会資本、さらには都市や産業基盤の整備に不可欠な産業であり、現場で直接施工を担う技能労働者によって支えられる産業である。

技能労働者の数は、ここ数年、安定した建設投資を背景として堅調に推移しており、足許の労働者需給についても緩和傾向にあるなど、現時点においては、全体として技能労働者の不足という状況は見られない。

しかしながら、平成27年度における技能労働者数約330万人のうち、55歳以上が約112万人と約３分の１を占める一方、29歳以下は約36万人と約１割に留まっており、労働者の高齢化は他産業と比べより進行している。

今後、高齢者の大量離職を控え、生産年齢人口が減少する中、建設業が成長を果たしていくためには、「人への投資」と「経営のイノベーション」を両輪として人と企業が共に成長する「人材投資成長産業」を目指し、官民が一丸となって担い手の確保・育成と生産性向上に取り組んでいくことが求められている。

他産業との人材獲得競争が厳しさを増す中、優秀な人材に建設業を選択してもらい、入職・定着を促すためには、安定した雇用、安定した収入、将来に夢と希望を持てるキャリアパスの提示など、処遇・やりがい・将来性といった様々な観点において他産業よりも魅力的な仕事の場を提供することが必要である。

生産年齢人口の減少を補うとともに、限られた人材の処遇改善につなげていくため、業界全体でイノベーションを喚起し、建設現場の生産性向上を目的として、ＩＣＴ技術の全面的な活用等を目指す「i－Construction」の推進や新技術情報提供システム（以下「ＮＥＴＩＳ」という。）を始めとした新技術・新工法の導入、人材の効率的活用など抜本的な生産性の向上に向けて取り組んでいくことが重要である。

第２　経営力向上に関する目標

１　経営力向上計画の計画期間

計画期間は３年間ないし５年間とする。

２　経営指標

計画策定に当たり、建設業を営む中小企業者等（中小企業者等とは、中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者等をいう。以下「事業者」という。）が目標として設定すべき経営指標は、中小企業等の経営強化に関する基本方針（平成十七年総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号。以下「基本方針」という。）のとおり「労働生産性」とする。なお、生産現場が多数の技能労働者に支えられ、高度な分業体制が確立されている建設業の実態を踏まえ、技能労働者に支払われる給与等である「完成工事原価のうち労務費」や下請建設企業に支払われる「完成工事原価のうち外注費」を付加価値の構成要素と捉えた指標を用いることが、建設業の現場生産性を把握する上でより有効であるため、以下の二又は三に掲げる算出方法による指標を追加することとし、事業者が経営力向上計画を策定する場合は、いずれかの指標を用いることができることとする。

一　基本方針

指標の種類欄に記載する名称：「労働生産性・基本」

・（営業利益＋人件費＋減価償却費）÷労働投入量（労働者数又は労働者数×一人当たり年間就業時間

二　建設業（推奨）

指標の種類欄に記載する名称：「労働生産性・推奨」

・（完成工事総利益＋完成工事原価のうち労務費＋完成工事原価のうち外注費）÷年間延人工数

三　建設業（簡易）

指標の種類欄に記載する名称：「労働生産性・簡易」

・（完成工事総利益＋完成工事原価のうち労務費）÷直庸技能労働者数

３　経営目標

事業者が、２の経営指標を用いて経営力向上計画に定める目標は、その計画期間に応じて以下のいずれかのものとする。

一　３年間の計画の場合　１％以上

二　４年間の計画の場合　1.5％以上

三　５年間の計画の場合　２％以上

第３　経営力向上に関する事項

１　経営力向上の内容及び実施方法に関する事項

事業者は、自社の現状を分析の上、以下の内容及び実施事項を参考として経営力向上に向けて改善すべき点を把握し、経営力向上に取り組むこととする。経営力向上計画には、下記を参考に目標達成に向けて必要な実施事項を定めることとする。

一　人に関する事項

イ　教育訓練の充実

・　一人あたり生産性の向上に向け、地域の教育訓練施設等も活用し、新規入職者の早期戦力化、登録基幹技能者の養成等の教育訓練の充実に取り組む。